

鹿児島県建設工事請負契約書標準書式に関する取扱いについて

第1 設計図書等取扱要領

設計図書は、図面及び仕様書（特記仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ）であり実施（変更）設計書は含まないので、設計図書に施工条件等を指定していない場合、工事目的物を完成するために必要な仮設・工法等一切の施工手段については、請負者が任意に選択することができる。

したがって、工事執行手続上の設計図書及び実施（変更）設計書の作成に当たっては、次のような配慮が必要である。

1 図面の作成に当たっては、設計の内容を明確に判断できるものにするため、次に掲げる事項を具備すること。

ただし、図面で表示することが困難な部分にあっては、特記仕様書に明示すること。

(1) 工事の施工位置及び工事区域のほか、水準点、法線又は中心線等の基準くいの位置及び高さを明示すること。

(2) 構造物の形状、寸法、勾配、高さ、位置、方向、強度等を明示すること。

(3) 構造物に使用する材料の種類、名称、品質、規格等を明示すること。

(4) 二次製品等を使用する場合は、品名、名称、型式及び設置方法を明示するほか、JIS 規格外品等は図面を添付すること。

ただし、標準を設定しているものにあっては、この限りでない。

(5) 現場で調合するもの又は半製品を使用して仕上げる部分にあっては、指定材料名、材質、規格等を明示すること。

(6) 土構造物等の場合は、土質名、規格、盛土及び転圧方法、仕上がり密度等のほか、採土する地山の位置及び採土方法、採土後の仕上がり形状及び跡地の整理形状等を明示すること。

(7) 基礎くい、鉄筋配筋、鉄筋継手等は、部材の品名、品種、形状寸法、品質規格、強度支持力等を明示するほか、建込みの位置及び方法、曲げあけの方法、継手の方法等は、詳細図を添付すること。

2 仕様書のうち一般的な工事材料並びに工法及び施工条件は、土木工事共通仕様書、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書及び機械設備工事共通仕様書（以下「共

「通仕様書」という)に定めてあるが、それ以外のものは特記仕様書に設計の補足説明のほか、工法及び施工上の指示並びに特約事項を示す必要があるので、特記仕様書の作成に当たっては、次に掲げる事項を参考にすること。

- (1) 共通仕様書に定められていない工法又は仮設物等のうち代替工法を認めない部分の指定並びに出来形(形寸又は量)管理、品質管理、写真管理及び工程管理の施工管理に関する指示を明示しておくこと。
- (2) 図面に明示できなかった部分の工事内容、施工方法、強度又は材質等の指定及び図面の補足説明を明示しておくこと。
- (3) 設計又は工法の変更特約及び支払特約その他契約の対象であるものの形態(原材料等の投入量若しくは搬出入量又は仕上がり形状若しくは品質)を明示しておくこと。
- (4) 土取揚又は土捨場の後始末、工事現場周辺の環境対策その他の必要な措置を明示しておくこと。
- (5) セメント、鋼材、コンクリート二次製品、門扉等を部分払の対象とするときは、その材料を指定しておくこと。
- (6) その他工事の施工に当たって制約を受ける当該工事に関する施工条件等を明示しておくこと。

3 材料又は工法の選定及び積算を適正に行うため、実施(変更)設計書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 仕上がり形状、品質、強度等にあっては、施設ごとの重要度、耐久度等に応じた施設基準を遵守するとともに、当該基準に示されていないものにあっても合理的な設計を行うこと。
- (2) 設置する構造物は、現在の施工技術、施工機械等から判断して可能とみられる諸工法について比較検討を行い、安全かつ合理的な工法を採用すること。
- (3) 使用材料及び採択工法の選定に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他工事保安に関する規程)及び基準を遵守し、これらに基づく対象経費を含めて比較検討すること。
- (4) 施設の構造規格、検査規格、安全管理等から必要な作業工程を判断し、適切な標準歩掛及び単価を採択すること。

第2 工事監督実施要領

1 総則

(1) 総括監督員及び監督員（以下「監督職員」という。）は当該工事の契約書設計書、図面、仕様書、特記仕様書を熟知し、かつ、工事現場の状況等を充分に把握し、施工立会い、指示、検査等により契約の履行を確保しなければならない。

(2) 監督職員は、次に掲げる事項について権限を有するものとする（13項目）

- ア 契約の履行について、請負者又はその現場代理人に対する指示又は承諾若しくは協議
【標準書式第9条第2項第1号】
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
【標準書式第9条第2項第2号】
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
【標準書式第9条第2項第3号】
- エ 請負者の工事関係者に関する措置請求
【標準書式第12条第2項】
- オ 工事材料の検査
【標準書式第13条第2項】
- カ 工事材料の調合又はその見本検査に係る立会い及び施工立会い
【標準書式第14条第1項】
- キ 支給材料又は貸与品の検査及び引渡し
【標準書式第15条の2第2項】
- ク 使用方法が設計図書に示されていない支給材料の使用指示
【標準書式第15条の2第11項】
- ケ 工事の施工が設計図書に不適合の場合の改造請求及び破壊検査
【標準書式第17条第1項、第2項及び第3項】
- コ 条件変更に係る施工条件等の調査
【標準書式第18条第2項】
- サ 請負者に対する臨機の措置に係る意見及び措置請求
【標準書式第27条第1項及び第3項】
- シ 設計図書において監督職員の指示が必要としてある事項
- ス 契約担当者が特別に委任した事項

2 監督職員の指定

- (1) 監督職員は当該工事の施工を監督する本庁の課、地域振興局（支庁）の課、支所、支庁事務所の課、喜界事務所の長（以下「所属長」という）が、監督職員指定（変更）書（別記第1号様式）によって技術職員の中から指定する。
- (2) 監督職員は、工事1件ごとに指定し、1件500万円以上の工事（設備工事を除く）にあっては総括監督員及び監督員各1名、1件500万円未満の工事及び設備工事にあっては監督員1名とすることができる。
ただし、特殊な工事にあっては、この限りでない。
- (3) 総括監督員には、原則として、当該工事（設備工事を除く）の施工を監督する担当の課長（技術）、技術補佐、技術主幹、係長（技術）、技術専門員又は技術主査のいずれかを指定する。
監督員には、当該工事の施工を監督する担当の技術職員を指定する。
- (4) 監督職員の任期は、当該工事着手の日から工事完了後において当該工事目的物を契約担当者が請負者から引渡しを受けた日までとする。

3 監督職員の業務分担

- (1) 総括監督員は、1-(2)に掲げるすべての権限を有する。
- (2) 監督員の権限は、次に掲げる事項を除く1-(2)に掲げるものとする。
ア 1-(2)-エ（措置請求）
イ 1-(2)-ケ（改造請求及び破壊検査）
ウ 1-(2)-サ（臨機の措置請求）ただし、緊急を要する措置を除く。
- (3) 総括監督員を置かない工事にあっては、(2)の規定にかかわらず、監督員は1-(2)に掲げるすべての権限を有する。
- (4) 監督職員が、やむを得ない理由により監督事務を行うことができなくなったときは、一定の期間を定めて他の技術職員に監督を代行させることができる。
この場合において、所属長はその旨を請負者に通知しなければならない。

4 工事監督基準

- (1) 監督職員は、設計図書で指定又は指示をしている事項等の記録を請負者に提出させ、これを審査しなければならない。
- (2) 監督職員が請負者に対し請負契約書第9条第2項第1号から第3号に関する指示又は承諾を与えるときは、工事打合簿（標準書式関係第3号様式）によって行わなければならない。

また、監督職員が請負者に対し標準書式第18条第2項、第3項及び4項並びに第19条及び第20条に関する指示又は承諾を与えるときは、変更指示書（標準書式関係第5号様式）によって行わなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、その場で工事打合簿を交付し、事後において速やかに所属長の承認を受けることによって処理することができる。

- (3) 監督職員が交替する場合において、前任者は引継書を作成し、監督記録その他工事監督に関する一切の事項を新任者に引き継がなければならない。
- (4) 監督職員は、請負者から工程表、詳細設計図等が提出されたときは、契約書及び設計図書と照合及び審査を行い、不適当と認められるものにあっては修正の指示をしなければならない。
- (5) 監督職員は、関係法令及び諸規程の定めに従い、請負者に対し、適正な施工管理を行うよう指導しなければならない。
- (6) 監督職員は、検査を行ってから使用させる材料又は施工立会いを必要とする工事にあっては、あらかじめ請負者に設計図書で指示しておかなければならぬ。
- (7) 監督職員は、工事材料の調合その他完成後外部から検査できない重要部分の施工に当たっては、その施工に立会い、設計図書と相違することのないよう監督しなければならない。
- (8) (6) 及び (7) の規定にかかわらず、やむを得ない理由により監督職員が検査又は施工立会いをすることができないときは、請負者にその旨を伝え、工事の施工が設計図書の内容どおりであることを証明できる写真及び適当な資料を整備させることによって検査又は施工立会いに代えることができる。
- (9) 監督職員は、次に掲げる事項が発生した場合において、請負者に対し、必要な是正措置を求めるとともに、所属長にその旨報告しなければならない。
 - ア 工事の工程が遅延するおそれがあると認められるとき。
 - イ 請負者の契約の履行が危ぶまれるとき。
 - ウ 支給品又は貸与物件について、滅失、き損等の事故が発生したとき。
- (10) 監督職員は、次に掲げる事項が発生した場合において、所属長にその旨報告するとともにその措置について指示を受けなければならない。
 - ただし、緊急を要する場合は、自己の判断で適切な指示を行い、事後において速やかにその措置について所属長に報告し、承認を受けなければならない。
 - ア 設計図書の誤り脱漏その他設計図書と現場との不一致等を発見したとき
 - イ 工事の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めたとき。

- ウ 災害の防止その他工事の施工上臨機の措置を採らせる必要が生じたとき。
- エ 工事の施工中に事故、災害等が発生したとき。
- オ 工事の施工中に工作物及び支給材料に損害を生じたとき。
- カ 工事の施工によって第三者に損害を及ぼしたとき。

- (11) 当該工事の監督職員は、工事完成届が提出されるまでの間に、請負者の現場代理人、主任技術者等の立会いの下に工事現場において検測を行い、写真管理及び出来形管理図書により監督上の最終出来形確認（以下「出来形確認」という）を行わなければならない。
ただし、交通不便な離島又はやむを得ない理由がある場合にあっては、工事現場における検測は省略して出来形確認を行うことができるものとする。
- (12) 監督職員は工事の出来形検査完成検査その他の検査に立ち会うとともに鹿児島県工事検査規程（昭和55年鹿児島県訓令第8号）第3条第1項に規定する検査員から検査のために必要な資料を求められた場合は、その資料を提出しなければならない。
また、当該検査において手直し指示があった場合は、その履行を監督し、出来形確認については（11）の規定により措置しなければならない。
- (13) 監督職員は、工事用支給材料又は貸与物件を請負者に引渡すときは請負者立会いの下に数量、品質、形状、規格その他必要事項を確認した上、引渡しを行い、請負者から受領書又は借用書を徴さなければならない。

5 監督職員の心得

- (1) 監督職員は、請負者、その工事関係者その他利害関係者に対し、常に公平かつ厳正な態度を保持しなければならない。
- (2) 監督職員は、施工現場の環境の維持のほか、周辺関係地区に対する影響等を配慮し、請負者に必要な指示をすること。
- (3) 同一工事を担当する監督職員は、検査、承諾、指示等に関し、常に連絡し相互間の意思統一を図ること。
- (4) 監督職員は、工事に関し、安全及び品質の確保に努め、工事が円滑に施工されるよう監督すること。
- (5) 監督職員は、工事において発生又は残存した物件があるときは、その物件調書を作成し所属長に報告するとともに、当該物件をその引継ぎが終わるまで管理すること。

- (6) 監督職員が現場において確認、検査、試験、調査その他施工立会いの作業を行うときは、工事関係者にその旨を伝え立会いをさせるとともに、その結果について双方確認し合うこと。
- (7) 監督職員は、請負者又はその工事関係者からの施工立会い、検査等の要求に応じられないときは、直ちに施工立会い、検査等に代わるべき証拠となる必要な資料の採り方、注意事項等を具体的に文書で指示すること。
- (8) 監督職員は、次に掲げる事項に留意して現場の巡視を行い、当該事実を発見したときは、直ちに請負者に対し必要な是正措置の指示をすること。
- ア 交通事故又は労災事故発生の恐れがある現場の状況にあるとき。
 - イ 工事の施工方法が他に被害を及ぼす状況にあり、又は災害発生の恐れがあるとき。
 - ウ 工事の施工方法が指定方法と異なり、又は品質管理の方法が適切でないとき。
 - エ 工事の工程が計画どおり進捗していないとき。
 - オ 現場に不適当な材料が持ち込まれているとき。
 - カ 先に不合格とされた材料等が搬出されないまま残されているとき。
 - キ その他指示事項が守られていないとき。

別記

第1号様式（2－（1）関係）

監督職員指定（変更）書

工事名			
工事場所	市 町 村	地内	
令和　年　月　日			

上記工事の監督職員に、次の者を指定する。

所属長　職氏名

印

総括監督員 職　氏　名	
監　督　員 職　氏　名	
委任 監督業務　　の内容 指示	

第3 気象条件等による施工不能日の判定基準

1 気象条件の場合

工種ごとの気象条件による施工不能日は、次に掲げる基準を参考にして判定することとし、工期の延長日数の算定においては、単純に施工不能日数を累計することを避け、工種及び工程を充分検討の上、総合的な判断を行い、延長すべき日数を決定すること。

(1) コンクリート構造物

ア 基礎部

降雨 5 mm/日以上又は降雪の日。

ただし河川渓谷等で行う工事にあっては降雨 5 mm/日以上又は降雪若しくは増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

イ 鉄筋コンクリート

降雨 5 mm/日以上又は降雪若しくは気温摂氏 4 度以下の日。

ただし、クレーン打設作業の場合は、降雨 5 mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下若しくは風速 10m/秒以上の日

ウ プレパクトコンクリート
及び無筋コンクリート

降雨 5 mm/日以上又は降雪若しくは気温摂氏 4 度以下の日。

ただし、クレーン打設作業の場合は、降雨 5 mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下若しくは風速 10m/秒以上の日

エ 潮待工事に係る水位以下

降雨 5 mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下のコンクリート若しくは波高 30cm 以上の日

オ 鉄筋及び型枠組

降雨 15mm/日以上又は風速 10m/秒以上の日

(2) 舗装工事

ア 路床工及び路盤工

降雨 5 mm/日以上又は積雪 1 cm/日以上の日

イ 上層路盤工

降雨又は降雪の日

ウ 基層工及び表層工

降雨又は降雪若しくは気温摂氏 5 度以下の日

(3) 法枠工、練石積工、ブロック練積工、吹付工等

ア 法枠工、練石積工、

降雨 10mm/日以上の日。

ブロック練積工、

ただし、河岸工事の場合は、降雨 10 mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

防護柵工、矢板工

くい打工、鉄線籠工等

イ モルタル、ソイルセメント又は凝結剤による吹

付工等

ウ 沈床工床固工水門工

降雨 10 mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

樋門工、樋管工、

コンクリートブロック
根固工等

(4) 土木工事

- | | |
|---------------------|---|
| ア 岩盤切取工, 切取工及び捨土工 | 降雨 15 mm/日以上の日 |
| イ 床掘工, 切取工及び盛土工 | 降雨 5 mm/日以上の日。
ただし, 粘性土の場合は 1 mm/日以上の日 |
| ウ 採取土による盛土工及び盛土工の締固 | 降雨 5 mm/日以上の日
ただし, 粘性土の場合は 1 mm/日以上の日 |
| エ 河床掘さく工 | 降雨 10mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日 |
| オ 張芝, 筋芝等の法覆工 | 切土法面の場合 10 mm/日以上の日 |
| カ ほ場整備等の面的
土木工事 | 盛土法面の場合 5 mm/日以上の日
降雨 15 mm/日以上の日。
ただし, 降雨 15mm/日以上が連續した場合は,
その連續した日に 1 日を加算する |

(5) 港湾工事

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ア しゅんせつ工事 | 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日 |
| イ 捨石工その他の水中工事 | 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日 |
| ウ ケーソン又はセルラーの
据付工事 | 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日 |
| エ ブロック据付工事 | 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日 |
| オ くい打又は矢板打工事 | 波高 30cm 以上又は風速 5 m/秒以上の日 |
| カ その他の海上工事 | 波高 40 cm以上又は風速 10m/秒以上の日 |

(6) その他の工事

- | | |
|-----------------------|--|
| ア グラウト工事 | 降雨 10mm/日以上の日。
ただし, 止水工事にあっては, 降雨 10 mm/日以上又はゆう水量の低下が見込まれるまでの日 |
| イ 塗装工事 | 風速 10m/秒以上又は降雨若しくは降雪の日 |
| ウ 鉄骨工事 | 風速 10m/秒以上又は降雨 10mm/日以上の日。
ただし, 現場びよう打の工事にあっては,
風速 10m/秒以上又は降雨 10 mm/日以上の日 |
| エ 足場工及び支保工並びに
仮設工事 | 風速 10m/秒以上又は降雨 15mm/日以上の日 |
| オ マーキング | 降雨の日 |

2 手戻り工事等の場合

天災その他不可抗力により被災した場合にあっては、その手戻り工事分の施工日数を期間延長の対象とすることができます。ただし、この場合でも1の場合と同様に工種及び工程を充分検討の上、総合的な判断を行い、延長すべき日数を決定すること。

第4 工事に伴う第三者被害処理要領

- 1 工事に伴い第三者に被害を与える恐れがあると認められるときにおいて、工事の担当職員及び関係職員（以下「担当職員等」という）は、当該工事の開始以前に工事箇所周辺の事前調査を実施しておくこと。
 - 2 事前調査を行うときは、請負者の工事関係者を立ち会わせ、次に掲げる事項について重点的に調査すること。この場合において、現況について可能な限り写真撮影をすることとし、当該写真が証拠となり得ないと認められるときは、当該物件の所有者又は占有者も立ち会わせること。
 - (1) 振動等による倒伏、崩落又は亀裂が発生する恐れのある地物、崖、法面、石垣、コンクリート構造物、塀、建物、壁、土台、風呂場、コンクリート土間等
 - (2) 工事による沈下、水位低下、ゆう水量低下等のおそれのある地盤、池沼、井戸、泉水、温泉等
 - (3) 工事による被害の恐れのある動植物等
 - (4) その他必要な事項
 - 3 事前調査を行ったときは、2の(1)から(4)までの事項の調査内容について、担当職員等及び立会人が記名押印をした事前調査報告書を作成し、所属長に報告した上、工事関係者書類とともに保管しておくこと。
 - 4 損害の有形無形を問わず、第三者から工事との因果関係その他被害事実が不明確な被害の訴えがあったときは、当該工事の担当職員等は、事前調査報告書等を参考にして現地の調査及び聞きとりを行い原因究明に努めるとともに、被害者に対しては誠意をもって対応すること。
 - 5 当該工事の担当職員等が、工事に伴う第三者への被害の現地調査を実施するときは、工事請負者、当該物件の占有者等の被害関係者のほか、できる限り第三者的立場の人立会いを求めるものとする。
なお、現地調査の方法は、できる限り全員が同時に立ち会って調査するように努め、被害判定の方法も全員の協議によること。
 - 6 工事に伴い第三者への被害が発生したときは、当該工事の担当職員等は、次に掲げる事項について調査を行い、被害原因が発注者の責に帰すもの、請負者の責に帰すべきもの又はいずれとも判断できないものに区分して被害調査報告書を作成し、損害賠償その他の処理方法について所属長に報告すること。

- (1) 被害の範囲及び実態
- (2) 他の原因による被害との複合の度合
- (3) 工事の設計及び施工方法と第三者に対する被害との因果関係
- (4) 工事に起因すると断定できる被害対象物の品質、形状、数量及び被害の度合
- (5) その他参考となるべき事項

7 所属長は、6の被害調査報告書を参考にして、第三者に対する被害として賠償すべき範囲等を検討し、必要な処置をとること。

8 この処理要領は、工事に伴う第三者への人身事故及び交通事故の場合は適用しない。

第5 契約工期等事務処理要領

- 1 契約書に記載する工期は、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片づけ期間を含めた始期日から終期日までとし、検査期間は含まない。
- 2 工事着手の日は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内とする。
ただし、特別な事情がある場合は、特記仕様書等で指定すること。
なお、工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日とし、工事着手日とは工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。

第6 標準書式関係様式

標準書式に関する様式について、次の表のとおり定める。

様式番号	名称	適用条文
第1－1号	工程表	第3条
第1－2号	変更工程表	〃
第2－1号	監督員選任通知書	第9条第1項及び第3項
第2－2号	監督員変更通知書	〃
第3号	工事打合簿	第9条第4項
第4－1号	現場代理人等通知書	第10条第1項
第4－2号	現場代理人等変更通知書	〃
第5号	変更指示書	第18条第2項、第3項及び第4項 並びに第19条及び第20条第3項
第6－1号	工事中止通知書	第20条第1項及び第2項
第6－2号	工事中止解除通知書	〃
第7号	工期延期届	第22条第1項
第8号	契約工期短縮協議書	第23条第1項
第9号	建設工事請負変更契約書	第31条その他
第10－1号	引渡書	第32条第4項
第10－2号	指定部分引渡書	第32条第4項及び第39条
第10－3号	工事目的物の引受書	第32条第4項
第10－4号	工事目的物の一部引受書	第32条第4項及び第39条

表 程 工

(卷注者)

殿

年月日：

工事場所

五

（請負者）

記載要領

- 1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。)
2 工程表は、工期の長短にかかわらず4月から翌年3月までの様式とする。年度をまたぐときは、2枚とする。
3 ネットワークによる場合は、この様式にこだわらずフローチャートを提出させることができる。
4 当初工程表は、黒色墨で表記する。

表 程 工 更 變

(卷注者)

殿

1

工程

年月目：

工事場所

領要載記

1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。)

2 工程表は、工期の長短にかかわらず4月から翌年3月までの様式とする。年度をまたぐときは、2枚とする。

3 ネットワークによる場合は、この様式にこだわらずフローチャートを提出させることができる。

4 変更工程表は、変更前を上段に赤色実線、変更後を下段に黒色実線で表記する。

第2－1号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

監督員選任通知書

下記のとおり監督員を定めたので通知します。

記

工事名			
工事場所	市 町 村		
契約工期	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
契約金額	一金 円也		
監督員職氏名	権限の内容		
総括監督員			
監督員			

第2-2号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

監督員変更通知書

下記のとおり監督員を変更したので通知します。

記

工事名			
工事場所	市 町 村	地内	
契約工期	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	日間	
契約金額	一金 円也		
監督員職氏名	権限の内容		
総括監督員			
監督員			

注)「監督員職氏名」欄の上段は新任者、下段は前任者。

工事打合簿

発議者	<input type="radio"/> 発注者 <input checked="" type="radio"/> 請負者	発議年月日	令和年月日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名			請負者名

(内容)

添付図葉、その他添付図書			受領書1式
処理・回答	発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他()
		監督職員	○○ ○○
	請負者	上記について	<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他()
		現場代理人	○○ ○○

	係長	総監督員	括員	監督員
	印又は サイン	印又は サイン		印又は サイン

現代理人	場主	技術者	任
印又は サイン		印又は サイン	

現場代理人等通知書

年月日：

(契約担当者) 殿

(請負者)

年　月　日　付けをもって請負契約を締結した　工事に
について工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知
します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者氏名

特例監理技術者

監理技術者補佐氏名

専門技術者氏名

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

(契約担当者) 殿

(請負者)

現場代理人等変更通知書

工事名

年　月　日　　付けて通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記
のとおり変更したいので、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※「資格者証(写し)」を添付する。

(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。

2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・特例監理技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・専門技術者

第5号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

変更指示書(第 号)

下記事項について、別紙事項の変更をしますので、監督員の指示により施工するよう通知します。

記

工事名				
工事場所	市 町 村			
契約変更別	当初契約	第 回変更	第 回変更	
着工年月日				
竣工年月日				
契約金額				

別紙事項について、了解しました。

請負者の現場代理人氏名

印

注 第 回変更の欄は、設計変更契約締結済のものについてのみ記入する。

(別紙)

指 示 内 訳

指示項目	変更区域	変更指示の内容	摘要

第6-1号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

工事中止通知書

工事の施工を下記のとおり一時中止するので通知します。

記

工事名	
工事場所	
契約工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 日間
中止期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 日間 (別途通知する日まで)
中止する工種等 及び工事区域	
工事中止の理由	
管理体制の 基本的事項	中止期間中における工事現場の維持管理は別紙により行うこと。
基本計画書の提出	中止期間中の維持管理に関する基本計画書を工事打合簿により提出し承諾を得ること。
中止に関わる概算費用	
摘要	

別紙

工事中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記載する。)

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

工事中止解除通知書

平成 年 月 日付けで工事中止した下記の工事については工事中止を解除します。

記

工事名	
工事場所	
契約工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
中止期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
解除年月日	令和 年 月 日
摘要	

年月日：

契約担当者

殿

(請負者名)

工 期 延 期 届

工事請負契約書第22条1項による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契 約 月 日	
工 期	自 至
延 長 工 期	自 至
理 由	

(注)

- 1 必要により下記書類を添付すること。
 - a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入）
 - b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。
 - c 写真、図面等
- 2 理由は詳細に記入すること。

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

契 約 工 期 短 縮 協 議 書

下記のとおり工事の契約工期を短縮したいので協議します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 工 期	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日		日 間
変 更 工 期	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日		日 間
短 縮 理 由			

建設工事請負変更契約書

1 工事名

2 工事場所

3 変更契約事項

収入印紙

	第 回 変 更 請 負 契 約 金 額 増 減 額	一 金 円 也 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 一 金 円 也
(1)	変 更 後 請 負 額 契 約 金 額	一 金 円 也 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 一 金 円 也
		(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負契約金額に / を乗じて得た額である。
(2)	第 回 変 更 契 約 保 証 金 額 増 減 額	一 金 円 也
	変 更 後 契 約 保 証 金 額	一 金 円 也
(3)	完 成 期 間 増 減 日 数	日 間
	た だ し 当 初 完 成 期 限	令 和 年 月 日
	第 回 変 更 完 成 期 限	令 和 年 月 日
	第 回 変 更 完 成 期 限	令 和 年 月 日
	今 回 変 更 完 成 期 限	令 和 年 月 日
(4)	工 事 内 容	別紙のとおり
(5)	そ の 他 の 事 項	

4 変更工程表 別紙のとおり

上記変更契約の証として当事者記名押印の上、各自1通を原請負契約書とともに保持する。

令和 年 月 日

契約担当者 職・氏名

印

請負者住所

商号又は名称

代表者 職・氏名

印

年月日：

契約担当者

殿

(請負者)

引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第32条4項に基づき引渡します。

1. 工事名
2. 請負代金額 ￥
3. 檢査年月日

年月日：

契約担当者

殿

(請負者)

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。

第10-3号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

工事目的物引受書

下記の工事目的物の引渡しを受けました。

記

工事名	
工事場所	
契約金額	一金 円也
完成検査年月日	令和 年 月 日

第10-4号様式

令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者 職・氏名

殿

契約担当者 職・氏名

印

工事目的物の一部引受書

下記の工事目的物の一部の引渡しを受けました。

記

工事名		
工事場所		
契約金額 (出来高金額)	一金 (一金)	円也 円也)
出来形等 検査年月日	令和 年 月 日	